| 項番 | 公募要領大項目 | 公募要領中項目 | 質問 | 回答 |
|----|----------|----------|---|---|
| 1 | 全体 | | 選定結果の公表を含め、今後のスケジュールを知りたい。 | 【予定であり、変更することがあります。】 〈調査事業選定まで> 令和7年5月2日 公募締切 |
| 2 | 全体 | | 今回の公募(令和7年4月7日(月)~令和7年5月2日(金))終了後に 二次公募の予定はあるか。 | 現時点で、2次公募の予定はありません。 |
| 3 | 全体 | | 公募の結果、選定される事業実施者の数はどの程度か。 | 6件程度を想定しています。 |
| 4 | 全体 | | 本事業の補助率(自己負担割合)はどのようになっているのか。 | 本事業は、補助金や交付金の類の補助事業ではなく、観光庁における調査事業の一環として実施されるものであり、この調査に要する経費を国費により負担します。 また、国費により支弁する経費の規模は、1事業当たり13百万円(税込)を上限とし、採択件数の多寡や、採択過程における選定委員による書面審査やヒアリングの結果等を踏まえた上で、金額を調整します。 |
| 5 | Ⅱ. 募集内容等 | 1. 申請対象者 | どのような組織が応募主体になれるか。 | 体験商品を造成・販売する観光コンテンツ事業者、または観光コンテンツ事業者を構成員や連携先事業者とする組織や団体、協議会等が応募主体となります。 |
| 6 | Ⅱ. 募集内容等 | 1. 申請対象者 | 民間事業者等の組織・団体・協議会の「等」には何が含まれるのか。 | 民間企業のほか、一般社団法人や一般財団法人、特定非営利活動法人等の多様な関係者を想定しています。また、 法人格を有するかどうかは問いません。 |
| 7 | Ⅱ. 募集内容等 | 1. 申請対象者 | 応募の段階で、地方公共団体、民間事業者等との連携体制を確立させている必要はあるか。連携先候補として調整中のものでも申請可能か。 | 連携体制は、申請前に事業者間で構築・調整するようにしてください。調整等を行っていないにもかかわらず、連携を想定している事業者名を無断で使用するなど、申請書類に虚偽の記載を行う、ヒアリング時に虚偽の発言をするなどした場合には、採択後において経費の一部又はその全部が支払われないことがあります。 |
| 8 | Ⅱ.募集内容等 | 1. 申請対象者 | 実施体制における連携組織について、関係団体同士が書面等で連携を約 定している必要はあるか。 | 書面等による約定・承諾書等の締結等は必須とはしません。内諾でも差し支えはありませんが、いずれにしまして も、その連携体制を申請前に事業者間で構築・調整するようにしてください。 |
| 9 | Ⅱ.募集内容等 | 1. 申請対象者 | 他省庁等の類似事業で交付金や補助金を受け取っているが、申請可能 か。 | 本事業と補助を受けている他事業の業務・重複する経費のすみ分けが明確であれば申請は可能です。 |
| 10 | Ⅱ. 募集内容等 | 1. 申請対象者 | 対象となる企業は国内企業に限定されるものか。また企業規模に関して、想定されているものはあるのか。 | 必ずしも国内企業に限るものではございません。また、企業規模についても定めはありません。 |
| 11 | Ⅱ. 募集内容等 | 1. 申請対象者 | DMOがまとめて複数の事業者を対象に申請する場合、その中ですべての事業者で活用できるわけでなく1つの事業者を選ばなければならないのか。 | 1つの事業者に絞る必要はありませんが、複数の事業者を対象とする場合は、 すべての事業者において収益性改善アクションプランを定めていただくこととなります。 |

| 項番 | 公募要領大項目 | 公募要領中項目 | 質問 | 回答 |
|----|----------|---|---|--|
| 12 | Ⅱ.募集内容等 | 2. 募集する事業における体制等の要件 | 新たに観光コンテンツを造成しようとする事業者においても、収益性改善の対象となる観光コンテンツ事業者として認められるか。 | 認められません。本事業では、既に観光コンテンツ造成に取り組んでいる地域・事業者が対象となります。 |
| 13 | Ⅱ. 募集内容等 | 2. 募集する事業に おける体制等の要件 | 設定した事業目標(KPI)をクリアできなかった場合の扱いは。 | 返金や罰則等はございません。ただし、申請時においては、設定した事業目標(KPI)を達成できるような計画としてください。なお、達成できなかった場合については、その要因の分析を実施していただき、報告していただくことになります。 |
| 14 | Ⅱ. 募集内容等 | 2. 募集する事業に おける体制等の要件 | DMOがまとめて複数の事業者を対象に申請する場合、その中ですべての事業者で活用できるわけでなく1つの事業者を選ばなければならないのか。 | 1つの事業者に絞る必要はありませんが、複数の事業者を対象とする場合は、 すべての事業者において収益性改善アクションプランを定めていただくこととなります。 |
| 15 | Ⅱ. 募集内容等 | 6. 応募申請書の記 載に当たってのポイ ント | 伴走支援はどのタイミングで受けられるのか。 | 採択決定後に伴走支援者を配置予定です(採択決定前の伴走支援はありません)。 |
| 16 | Ⅱ. 募集内容等 | 6. 応募申請書の記載に当たってのポイント | 伴走支援者はどのような方が選定されているか。 | 事業事務局において選定した伴走支援者は、観光コンテンツの造成や販売、収益性改善モデルの構築に関して専門 的な知見を有する者(民間の有識者・学識等)を想定しています。 |
| 17 | Ⅱ. 募集内容等 | 6. 応募申請書の記 載に当たってのポイ ント | (4)複数年での取組の可否について、複数年取り組むことを前提とした申請内容の方が採択されやすいのか。 | 複数年の取組であることの優位性はありません。 |
| 18 | Ⅱ.募集内容等 | 6. 応募申請書の記 載に当たってのポイ ント | (4)複数年での取組の可否について、複数年を前提とした申請を行った場合、複数年での採択が確約されるのか。 | 複数年を前提とした申請を行った場合でも、2年間の採択を約束するものではありません。2か年で取り組むこととして採択された場合であっても、令和8年度予算の際に改めて公募・採択を行います。 |
| 19 | Ⅱ.募集内容等 | 6. 応募申請書の記 載に当たってのポイ ント | (5) 申請前の各種調整等について、必要な許認可について、申請は行うがその結果が出ていない場合も申請可能か。 | 申請は妨げませんが、実証事業に選定された後に許認可が下りないといった事態とならないよう、許認可申請先と事前調整を行うようにしてください。 |
| 20 | Ⅱ.募集内容等 | 7. 対象経費 | モニターツアーの実施に関わる経費全体とは具体的にはどの様なものが 対象となるか。 | 宿泊費、体験プログラム費、移動交通費、ガイド人件費など、当日のツアー実施・運営にかかる費用を想定しています。 |
| 21 | Ⅱ.募集内容等 | 7. 対象経費 | モニターツアー実施に当たって、モニターツアー参加者のツアー実施場 所までの交通費は対象経費になるか。 | ツアーによりますが、例えば、現地発着のツアーが対象とする場合には原則対象外としますが、観光庁及び事務局 との協議によります。 |
| 22 | Ⅱ.募集内容等 | 7. 対象経費 | 「謝金」について、国の支出基準が記載されている資料はあるか。 | 「謝金の標準支払基準」をご参照ください。(4/1改正) https://www.digital.go.jp/resources/honorarium-guideline |
| 23 | Ⅱ.募集内容等 | 7. 対象経費 | | 事業実施者における経常的な経費(例えば事務所等に係る家賃)は認められませんが、実証事業の実施で必要がある場合は経費計上が可能となります。なお、自己所有以外の土地や建物を借りる場合は、あらかじめ所有者等の許可等を得る必要があります。土地や建物の購入は認められません。 |
| 24 | Ⅱ.募集内容等 | 7. 対象経費 | 消耗品費とは概ねいくら程度のものまでになるか。 | 企業や組織において、資産計上されないもの(減価償却対象とならないもの)を指します |

| 項番 | 公募要領大項目 | 公募要領中項目 | 質問 | 回答 |
|----|-------------|---------------------------|--|--|
| 25 | Ⅱ. 募集内容等 | 7. 対象経費 | 実証事業等の委託について、委託先の数や委託比率に制限はあるか。 | 申請に当たり特に制限はありませんが、再委託可否についての詳細については、選定後に観光庁及び事業事務局が精査し判断します。また、事業の主たる部分(企画、実施、取りまとめ等)の再委託はできません。また経費の全額を一者に委託することもできません。 |
| 26 | Ⅱ.募集内容等 | 7. 対象経費 | 再委託費に上限はあるか。 | 上限はありません。ただし、地方公共団体を除き再委託費が過大になる場合には委託内容や委託の内訳についての 説明を求めることがあります。 |
| 27 | Ⅱ.募集内容等 | 7. 対象経費 | 実証事業等の委託先からの更なる委託(再々委託)は認められるか。 | 申請に当たり特に妨げませんが、それを含めた再委託可否についての詳細については、選定後に観光庁及び事業事務局が精査し判断します。 |
| 28 | Ⅱ. 募集内容等 | 7. 対象経費 | 事業期中の中間精算はあるか。 | 中間精算は実施せず、事業完了後の一括清算を想定しています |
| 29 | Ⅱ. 募集内容等 | 7. 対象経費 | 選定過程及び選定後において、有識者の意見により実証事業の内容を変更することとなった場合等は、申請時に提示した経費の総額及び内訳を変更して実証事業を実施することは可能か。 | お見込みのとおりです。選定後は、選定した事業ごとに決定した採択額の範囲内での総額及び内訳の変更が認められます。 |
| 30 | Ⅱ. 募集内容等 | 8. 実証事業等の経 費計上期間(実施期間) | 「広告宣伝費」について、事業内で作成したウェブサイトは実証事業終 了後も継続して利用可能か。 | 利用可能です。 |
| 31 | Ⅱ. 募集内容等 | 8. 実証事業等の経 費計上期間(実施期間) | 「広告宣伝費」について、事業内で制作したウェブサイト等を令和7年 度以降も継続して利用する場合、運営費等の経費は令和7年度分のみ計 上可能との理解で相違ないか。 | 令和7年度分(令和8年3月31日まで)ではなく、経費計上期間の令和8年1月31日までの経費を計上可能とします。 |
| 32 | Ⅲ. 事業実施者の選定 | 1.選定方法 | <審査における加点項目>に記載されている事項は、提案内容に含まれている場合は加点されるだけであり、含まれていない場合は減点されるものではないという理解でよろしいか。 | お見込みのとおりです。 <審査における加点項目> に記載の観点は、申請における必須事項ということでもありません。 |
| 33 | Ⅲ. 事業実施者の選定 | 1. 選定方法 | 〈審査における加点項目〉のうち、「①免駆的DMOなど、観光庁が登録した「登録観光地域づくり法人(DMO)」が実施体制に参画している場合」について、「観光地域づくり候補法人(候補DMO)」が参画する場合も加点されるか。 | 「観光地域づくり候補法人(候補DMO)」の場合は加点しません。 |
| 34 | V. 留意点 | 1. 申請内容等について | 「経費の一部又はその全部が支払われないことがある」とあるが、どのような場合に、誰がいつどのような形で判断するのか。 | 採択に当たり合意した事項が行われない又は守られない場合、申請書に虚偽の記載を行う、ヒアリング時に虚偽の発言をするなどした場合等が該当します。最終的には、事業の終了後である令和8年2月以降に、観光庁及び事業事務局が精査した上で判断します。 |
| 35 | V. 留意点 | 5. 事業経費・精算 について | 新たに機材や装置等が必要となった場合は、購入ではなくリースとあるが、レンタルでも問題ないか。 | お見込みのとおりです。 |

| 項番 | 公募要領大項目 | 公募要領中項目 | 質問 | 回答 |
|----|---------|----------------|---|--|
| 36 | V.留意点 | 5. 事業経費・精算について | 外部要因によりスケジュールに遅延が生じ、年度内に予定していた 実証を完了できなかった場合、経費の支払いはどのようになるか、 | 経費計上期間は、原則として令和8年1月31日までとしております。 個別の事情に鑑み、この期間外の取組についても対象とする必要があると観光庁及び事業事務局が認めた場合は、 この限りではありません。この場合でも、対象期間内までに実証を完了出来なかった場合は、当該対象期間に支出 した経費のうち、適切に支出された部分について精算払いにより支払われます。 |
| 37 | 17. 留意占 | | 経費の支払いについて、事業完了後とあるが、個別の事業に鑑み、事前の概算がいや都度精算していただくことは可能か。 | 原則精算払いとしますが、やむを得ない事情が看守されるなど、必要と認められる場合は、概算払いを可とします。なお、金融機関に支払うべき手数料、利子等が発生した場合 は、実証事業者が負担するものとします。概算払を希望される場合は、事務局を通じて観光庁に個別にご相談ください。 |
| 38 | V. 留意点 | | 成果物の「著作権」に関する記載があるが、広告宣伝で作成するデータの使用期限も令和8年1月31日までか(例:広告・ポスター・パンフレット等の制作データを継続して令和7年度以降も使用することは可能か。また、当該制作データの増刷や再編集を行い、継続して利用することは可能か。) | 実証事業の成果物とは、事業実施報告書等の資料を指します。お示しのデータは成果物ではないため、継続して使 |
| 39 | V. 留意点 | 6. その他 | 都心部から離れた地域の方が、採択されやすい・加点される等はあるのか。 | 地域を限定するものではありません。 |
| 40 | V. 留意点 | 6. その他 | | 基本的にはインバウンド観光客をターゲットとしていますが、収益性改善モデル構築に資するものであれば 国内観光客をターゲットとすることを妨げるものではございません。 |